

令和 4 年度第 20 回庁議提案 **審議**・報告・その他  
 提 出 日：令和 5 年 1 月 24 日  
 担当部・課：保健福祉部保険年金課〔内線 2332〕

①件 名												
国民健康保険出産育児一時金の見直しについて												
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）												
<p>【背景】          国は、本年 4 月から出産育児一時金の額を全国一律で 50 万円に引き上げるため、健康保険法施行令等の改正を行うこととしている。          また、県は県内市町村国保における事務の標準化を図るため、「出産育児一時金及び葬祭費の事務に関する取扱いについて」を発出し、出産育児一時金の額を一律 50 万円とする取り扱いを示した。これにより、市町村によって取扱いが異なっている加算額は廃止される。</p> <p>【目的】          石巻市国民健康保険の出産育児一時金について、健康保険法施行令等の改正に合わせて見直すとともに、県内市町村が同一の取扱いを行うことにより公平な保険給付を行う。</p>												
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性												
<p>【根拠法令】          国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）          石巻市国民健康保険条例（平成 17 年条例第 164 号）          石巻市国民健康保険条例施行規則（平成 17 年規則第 113 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>												
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）												
<p>令和 4 年 12 月 市町村国保への財政支援措置を盛り込んだ令和 5 年度政府予算案が閣議決定          「出産育児一時金等の支給額の引上げに伴う関係政令等の改正内容について」          （厚生労働省保健局国民健康保険課 事務連絡）</p> <p>令和 5 年 1 月 「出産育児一時金及び葬祭費の事務に関する取扱いについて」          （宮城県保健福祉部国保医療課長 通知）</p>												
⑤主な内容												
<p>出産育児一時金の見直し</p> <p>(1) 出産育児一時金（石巻市国民健康保険条例）          被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金を支給する（(2) の加算額と区分せず 50 万円とする）。</p> <p>(2) 出産育児一時金加算額（石巻市国民健康保険条例施行規則）          産科医療補償制度（分娩に関連して重度の脳性麻痺を発症した場合、補償金が支給される保険契約）対象分娩である場合、加算額として支給していたが、県内事務処理の標準化により廃止する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正後</th> <th>現 行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 出産育児一時金</td> <td>500,000円</td> <td>408,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 出産育児一時金加算額</td> <td>廃止</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>500,000円</td> <td>420,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和 5 年 4 月 1 日以降の出産から適用</p> <p>【出産育児一時金支給実績】 R2 年度 80 件、R3 年度 72 件、R4 年度 12 月末現在 49 件</p>		改正後	現 行	(1) 出産育児一時金	500,000円	408,000円	(2) 出産育児一時金加算額	廃止	12,000円	合計	500,000円	420,000円
	改正後	現 行										
(1) 出産育児一時金	500,000円	408,000円										
(2) 出産育児一時金加算額	廃止	12,000円										
合計	500,000円	420,000円										

<p><b>⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</b></p>
<p><b>【影響・効果】</b>          県内自治体間格差が生じない公平な保険給付を行うことができる。</p> <p><b>【市財政への負担】</b>          令和5年度出産育児一時金支給見込件数 84件          ・84件 × 80千円（改正による増額分）＝6,720千円</p> <p>（財源）          一般会計繰入金（出産育児一時金繰入金）※地方交付税措置 2／3          一般財源（保険税収入等） 1／3</p>
<p><b>⑦他の自治体の政策との比較検討</b></p>
<p>他の市区町村においても、同様の改正を行う。</p>
<p><b>⑧今後の予定及び施行予定年月日</b></p>
<p>令和5年 2月 市議会第1回定例会に石巻市国民健康保険条例の一部改正について提案          （施行予定年月日：令和5年4月1日）          3月 石巻市国民健康保険条例施行規則の一部改正          （施行予定年月日：令和5年4月1日）</p>
<p><b>⑨その他</b></p>
<p></p>